

職場意識改善計画

平成24年 7月12日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 話し合いの機会整備のため、労働時間等設定改善委員会を設ける。弊社には労働組合が組織されていないので、労働者の過半数を代表する者と協議し、委員会の委員、任期、運営について決定する。</p> <p>(2年度目) 設置した労働時間等設置改善委員会の定期的な開催を実施する。同委員会では、年間の労働時間の設定、年次有給休暇の計画、労働時間制度の見直しなど様々な議題を扱う。年4回を目標に開催し、労働時間等の設定改善に努めたい。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 職場意識を改善するため、各労働者から労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者を決め、労働時間等の設定改善の取組を進める受付体制を設ける。労働者に対しても受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>(2年度目) 労働時間等の意見、要望、苦情を受け付ける担当者の労働者への周知徹底を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 職場内労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、休憩所等の見やすい場所への掲示や、回覧等周知の徹底を図る。</p> <p>(2年度目) 1年目に引き続き、職場意識改善計画のポイントを労働者全員に周知徹底を図る。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 労働時間等の設定の改善に向けた労働意識改善の必要性について、主に管理職等に対して周知を図るため、職場意識改善のための研修会を最低一回開催する。</p> <p>(2年度目) 仕事と家庭の調和に向けた職場意識改善を図るため、外部講師を招いての研修会を最低一回行い、管理職等に対する職場意識改善に向けた意識啓発の徹底を図る。</p>

## 職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入に向けて準備を進める。各職場ごとに年次有給休暇の取得率を調査し、取得率が悪い職場について原因の調査改善を行う。
	(2年度目) 計画的付与制度の周知を図るとともに、導入を進める。取得が進まない労働者に注意喚起を行うなど、取得促進を図る。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを導入し、週一回は所定外労働をしない日をつくる。掲示板等見やすいところに掲示し、周知徹底を図る。
	(2年度目) 計画的に効率よく仕事を進めていくことを推進し、安易に所定外労働をしないという意識づくりを管理職を含め進めていく。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目)
	(2年度目)
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) 特に配慮を必要とする労働者に対して、休暇を付与していただけるような職場の雰囲気づくりを進めていく。
	(2年度目) 管理職との定期的な意見交換を行い、特に配慮を必要とする労働者に対して休暇が与えられる環境になっているかチェックしていく。
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目)